

学 内 人 第 4 号
令 和 7 年 4 月 8 日

教 職 員 各 位

人 事 企 画 課 長
(公 印 省 略)

諸手当の届出に係る注意喚起について(通知)

このことについて、職員からの届出を必要とする諸手当(扶養・通勤・住居・単身赴任)は、受給の要件を満たしている又は満たさなくなった状況であるにも関わらず届出を失念すると、受給機会の逸失や手当の返納など職員に不利益が生じることがあります。

ついては、そのような届出漏れを防止する観点から、添付のチェックリストにより諸手当に関わる自身の状況を確認(※)くださるようお願いいたします。

なお、確認の上、届出が必要であることが判明した場合には、所属部局等の総務担当を通じて速やかに所定の様式により届出くださるようお願いいたします(届出の必要がない場合には、特段の対応は不要です)。

また、本件注意喚起は、年に2回(4月、10月)実施する予定であることを申し添えます。

※以下の職員は諸手当の支給対象外となるためチェックリストの確認は不要です。

- ・非常勤講師 ・TA ・RA ・学生学習支援員
- ・週16時間未満または週4日未満の勤務形態の非常勤職員
- ・全ての諸手当が不支給となっている特命職員

■チェックリストは下記リンク先(学内限定)からも入手可能ですので、適宜ご活用ください。

https://hrps.skr.u-ryukyu.ac.jp/0_main/wp-content/uploads/shoteatechecklist.pdf

担当(千原):総務部人事企画課給与係

内線 2021

E-mail:jnkyuyo@acs.u-ryukyu.ac.jp

担当(西普天間):西普天間キャンパス事務部総務課人事第一係

内線 2615